

輸出物品販売場制度説明会

実務上の留意点

2022年11月
全国免税店協会



本日の内容

1. 制度改正のポイント(2023年4月～)

2. 適切な免税販売手続について

3. 全国免税店協会からのご案内

1. 制度改正のポイント(2023年4月～)

1. 免税購入できる対象者の見直し

2. 旅券等提示方法の拡大 (Visit Japan Web)

1. 免税購入できる対象者の見直し

【概要】 2023年4月1日～

(1) 外国人：

在留資格が「短期滞在」「外交」「公用」の非居住者等

(2) 日本人（一時帰国）：

国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する非居住者

※上記が「戸籍の附票の写し」または「在留証明」で確認できること

○船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書等の入国は引き続き対象となります。

○免税販売の対象となるのは、「外為法の非居住者」という原則に変更はありません。

✓国内に住所又は居所を有する者、国内にある事務所に勤務している者、
入国後6か月以上経過した者等は、対象となりません。

免税販売の対象となる在留資格名等

<2023年3月31日まで>

	在留資格名等
1	短期滞在
2	外交
3	公用
4	芸術
5	宗教
6	報道
7	法律・会計業務
8	医療
9	興行
10	文化活動
11	留学
12	研修
13	家族滞在
14	特定活動
15	日本人の配偶者等
16	永住者の配偶者等
17	日本人の一時帰国
18	上陸許可書による入国
19	その他

23
年
4
月
1
日
以
降
は
対
象
外

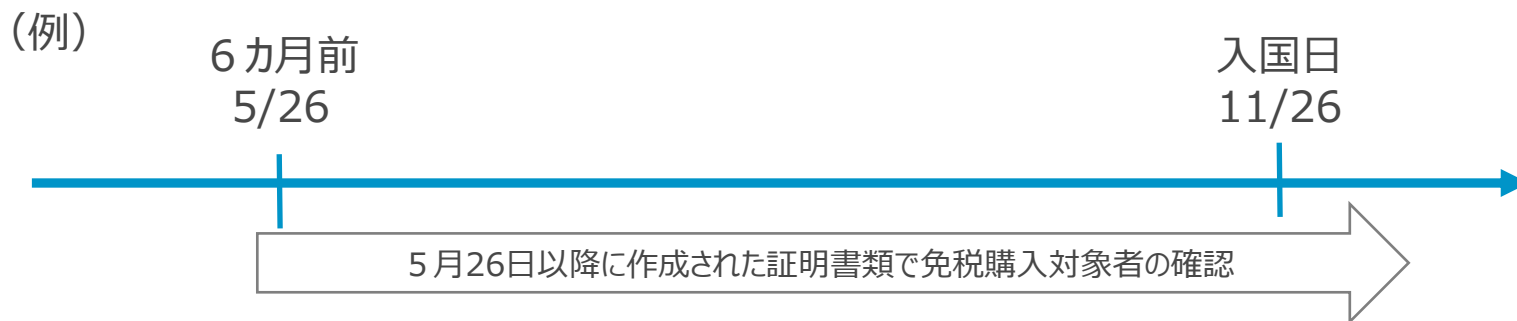
<2023年4月1日以降>

	在留資格名等
1	短期滞在
2	外交
3	公用
4	日本人の一時帰国（※1）
5	上陸許可書による入国（※2）
6	その他（※3）

- （※1）日本国籍を有する多重国籍者の場合で、日本国旅券以外の旅券で入国している者は含まない
 （※2）船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書による入国
 （※3）寄港地上陸の許可を受けた者、通過上陸の許可を受けた者 等

日本人一時帰国者 免税手続きのポイント①

- 国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することについて、「戸籍の附票の写し」または「在留証明」(以下『証明書類』)で確認できること。
- 『証明書類』の作成日時点において、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が『証明書類』で確認できること。
- 『証明書類』は、最後に入国した日から起算して6カ月前の日以降に作成されたものであること。



日本人一時帰国者 免税手続きのポイント②

○日本人一時帰国者へ免税を行う場合は、
「戸籍の附票の写し」や「在留証明」(以下『証明書類』)に記載された情報を購入記録情報に設定して国税庁長官に提供し保存(a)すること又は、『証明書類』の写しの保存(b)が必要です。

- ✓ システム改修等の対応が可能な事業者等は、できる限り購入記録情報で国税庁長官に提供することが求められています。
- ✓ ただし、システム改修等の対応が困難な事業者等は、『証明書類』の写しを保存することとして差し支えありません。
※画像データで保存する場合、電子帳簿保存法に対応する必要があります。

日本人一時帰国者 免税手続きのポイント③

○『証明書類』に記載された情報の購入記録情報への設定について

(a) 『証明書類』に記載された情報を購入記録情報に設定して
国税庁長官に提供し保存する場合

証明書類の区分	購入記録情報の備考欄の設定事項
戸籍の附票の写し	確認事項（ <u>附</u> 、作成年月日、本籍）
在留証明	確認事項（ <u>在</u> 、在外公館の名称、発給年月日、本籍、発給番号）

※本籍は地番まで設定する必要があります

(b) 『証明書類』の写しの保存を行う場合

証明書類の区分	購入記録情報の備考欄の設定事項
戸籍の附票の写し	確認事項（紙保存適用）
在留証明	

購入記録情報の備考欄の設定に関する詳細については、国税庁ホームページの「免税販売管理システムAPI仕様書」をご確認ください。

2. 旅券等提示方法の拡大 (Visit Japan Web)

【概要】 2023年4月1日～

- 免税購入者が提示する「Visit Japan Web」の免税用QRコードを使って免税手続きができるようになります
- 免税用QRコードから読み取ることができる情報
氏名、国籍、生年月日、在留資格、上陸年月日、
旅券の種類及び番号等

Visit Japan Webサービスとは？

- ✓ 海外からの入国者（海外から帰国する日本人も含む）が、入国時に「検疫」・「入国審査」・「税関申告」の入国手続きを行うことができるウェブサービス
- ✓ 利用可能空港：成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港

(2022/10/14 時点)



2. 適切な免税販売手続について

1. 免税制度不正利用の概要

(1) 免税店を経営する事業者による不正利用

制度を悪用し、不正還付を受けていた免税店を経営する事業者が追徴課税されるなどの事案が発生。

(2) 転売ヤーによる不正利用

多額・多量の商品を免税で購入し、国内で転売することで不正に利益を得る転売ヤーについて認知。

上記のような転売ヤーは同一店舗で多頻度の来店、また多量の購入を繰り返していると考えられる。

(1) 免税店を経営する事業者による不正利用

事例共有

<「免税店 消費税6億円追徴」 不正還付 免税販売偽装>

- ・家庭用ゲーム機を訪日客に免税販売したように装い、
消費税の還付制度を悪用して税の不正還付を受けたなどとして、
東京国税局が免税店運営会社に消費税約6億円を追徴課税した。
- ・訪日客に電化製品を免税販売したように装っていたが、
実際には、仕入れ値に数%程度だけ上乗せした価格で国内の業者に
販売していたという。

2022年6月(新聞報道等)

(2) 転売ヤーによる不正利用

事例共有

<「免税電子化 不正転売防げ」 留学生が何度も大量購入>

- ・免税品を巡ってはこれまで、購入後に国内で転売して消費税分の利ザヤを稼ぐ不正が問題視されていた。今後、国税庁当局は電子化によって蓄積した電子記録を分析し、調査を本格化させる。
- ・例えば、男子留学生は来日直後の約 1 か月で免税店を十数回訪れ、高級時計などを計約1,000万円購入。
さらに、同一の化粧品など49万5,000円分の購入を10回繰り返していた。
化粧品などの消耗品の 1 回あたりの購入額が50万円までに制限されているため、49万円台の買い物が多いようだ。
- ・免税店の担当者は、「留学生に手数料を渡し、購入させた商品を転売するブローカーが存在するのではないか」と話している。

2. 免税制度不正利用における免税店のリスクについて

○転売ヤーによる不正利用における免税店のリスクとは？

- ・ 税務調査により、「通常生活の用に供するもの」の範囲を超えて免税販売を行っていると判断された場合、免税販売が否認され、免税店が課税されるリスクがあります。
- ・ また、先ほどの報道事例の様に、風評リスクにつながる恐れもございます。



**各売場での免税販売の状況をご確認いただき、
不正利用を防止するための対策実施をお願いします。**

3. 不正利用を疑われる購買行動の例

事例共有

○訪日客による「お土産」等の購入行動として一般的ではないと思われる事例

- ①高額転売が見込まれる商品を一定量購入
- ②免税購入した商品の配送先として国内の居住者の住所等を指定
- ③提示された旅券と別人のクレジットカード等を用いて決済
- ④提示された旅券と別人のポイントカードを提示
- ⑤規約上、非居住者には発行されないポイントカードを免税購入時に提示
- ⑥複数人のグループで来店し、同一同種商品を一定量購入
- ⑦賞味期限が短い食品を一定量購入
- ⑧外国において持ち込みが制限される生鮮食品等を購入
- ⑨同一人物が同伴して複数回来店
- ⑩手書きの領収書等の交付を求める
- ⑪家具等、国外への持ち出しが困難なものを購入

など

4. 具体的な不正対策の事例①

事例共有

【a】1回の滞在あたりに免税購入できる回数を制限

【b】一定以上の単価のものは、1回の滞在あたりで購入できる個数を制限

【c】転売を疑われる免税購入が多く見られる在留資格を免税対象外とする

【d】（カウンター等での対応）

同一商品を一定数以上免税購入される場合は、
不正利用が疑われる購買行動がないかについて売場スタッフに確認する

4. 具体的な不正対策の事例②

【e】国内への配送を希望された場合、
配送先住所が居住者や企業の住所でないことを確認する

【f】海外への配送の場合であっても、
配送先住所が企業の住所でないことをインターネットの地図等で確認する

【g】生鮮食品等持ち出しが困難と思われる物品は免税対象外とする

5. 全国免税店協会からのお願い

- 免税販売は、「免税購入者が非居住者であること」に加え、
免税の対象となる物品についても、「通常の生活の用に供するもの」
といったことが法令で規定されております。
- つまり、外国人旅行客等がお土産用や個人用として購入するものであり、
事業用は免税販売の対象外となります。
- 免税店の皆様におかれましては、
不正対策について様々な取り組みいただいていることと存じますが、
今一度、各売場での免税販売の状況を確認いただきまして
より一層の不正対策の強化をお願いいたします。

引き続き、免税制度の適正運用へのご協力を宜しくお願い申し上げます。



3.全国免税店協会からのご案内

1. ガイドラインのご紹介①

—非居住者向け消費税免税制度—

在留資格等に関する
免税販売可否ガイドライン

<2019 年 11 月 版 >

全国免税店協会

○在留資格等に関する免税可否ガイドライン

- ✓ 在留資格等に関して免税店で判断いただく際の考え方について示したガイドラインです。
- ✓ 2023年3月31日までご活用いただけます。

ガイドライン・リーフレットはこちらから



1. ガイドラインのご紹介②

—訪日外国人旅行者向け消費税免税制度—

免税手続きにおける
本人確認/免税対象物品/品名登録
に関するガイドライン

<2021年1月版>

全国免税店協会

○免税対象物品等に関するガイドライン

- ✓ 「通常生活の用に供するもの」の考え方について示したガイドラインです。
- ✓ 免税対象物品の他、本人確認や購入記録情報での品名登録に関する考え方も記載しております。

ガイドライン・リーフレットはこちらから



2. リーフレットのご紹介①



海外に居住されている日本人の皆様

全国免税店協会

免税制度改正に関するご案内

令和4年度税制改正により、輸出物品販売場制度について以下の改正が行われました。
令和5年（2023年）4月以降は、海外に居住されている日本人の方については、以下1・2の両方を満たす方が免税購入の対象となります。

- 国内以外の地域に引き続き2年以上住所または居所を有することが「在留証明（※1）」または「戸籍の附票の写し（※2）」で確認（※3）できること
- 「在留証明（※1）」または「戸籍の附票の写し（※2）」が、最後に日本に帰国した日から起算して6ヶ月前の日以後に作成されたこと

（※1）居住国の日本大使館または総領事館で取得できます。在留証明による確認の場合は、在留証明願の「申請者の本籍地」欄について地番までの記載および「上記の場所に住所（または居所）を定めた年月日」欄の記載がされたものが必要となります。在留証明取得のための必要書類など詳細については証明を受けようとする日本大使館等にお問い合わせください。

（※2）日本の本籍地で取得できます。戸籍の附票の写しによる確認の場合は、本籍地の地番までの記載がされたものが必要となります。戸籍の附票の写し取得のための詳細については、本籍地の市区町村にご確認ください。

（※3）「在留証明」または「戸籍の附票の写し」の作成日時において、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所または居所を有すること」が「在留証明」または「戸籍の附票の写し」によって免税店が確認できる必要があります。

令和5年（2023年）4月以降の一時帰国時に免税購入をご希望される場合は、帰国前に在留証明を取得、または帰国後に戸籍の附票の写しを取得し、免税購入時に取得した書類の原本を免税店で提示することが必要となりますのでご注意ください。

<参考>
免税店では在留証明または戸籍の附票の写しを保管するか、在留証明または戸籍の附票の写しに記載された情報を国税庁へ送信することが法令で求められています。

令和4年度の税制改正について、国税庁のホームページにも記載がございますので、ご参照ください。
国税庁ホームページ（輸出物品販売場制度の改正の概要）（2022年7月末時点）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>

以上

○日本一時帰国者向け 制度改正のリーフレット

- ✓ 2023年4月以降の変更点について、日本人一時帰国者の方への説明用にそのままお渡しいただけるリーフレットです。
- ✓ 店頭での提示やそのままお渡しいただく等ご活用ください。

ガイドライン・リーフレットはこちらから



2. リーフレットのご紹介②

For those wishing to purchase Tax-free

希望购买免税商品的顾客 希望購買免税商品的顧客
연세구입을 희망하시는 고객님에게



Japan
Tax-free
Shop

Please be informed you must fulfill the following requirements for your tax-free purchase:

1. Personal Use Only

Tax-free purchase is allowed only for your personal use including souvenirs.

2. Non-resident Only

Tax-free purchase is allowed only for non-residents.

Tax-free shops need to check whether you are eligible for tax-free. They may ask you to show your residence card, Visa or ID. (Partial numbers of the confirmation documents will be kept as a record.)

3. Purchased goods need to be brought out of Japan.

- It is required to bring your purchased goods out of Japan within 6 months after your entry to Japan, (excluding diplomats)
- If you won't, you'll be charged at the airport.
- The person who purchased tax-free goods needs to show the goods at Customs when departing Japan.
- If you wish to check in the tax-free items, then confirmation by Customs is required prior to check in.

辦理免税手續需要滿足以下條件。如果免税店判斷不符合條件，將無法辦理免税手續。

1. 免税対象商品有限制

土特産等，如果無法確認為個人使用性質的購買，不可以辦理免税手續。

2. 免税店需要確認顧客是否擁有免税資格

為了確認免税資格，需顧客提示在留卡，簽證，ID等身份證明原件。（並記錄身份證明等的號碼一部分）

3. 所購免税商品必須由顧客本人攜帶出境。如不攜帶出境將被徵收消費稅。

- 入境後6個月以內必須將免税商品攜帶出境。（除外交官等除外）
- 免税購買的商品必須由購買者本人攜帶出境，並向海關出示免税商品。
- 如辦理出境登記手續前託運免税商品，需提前向航空公司服務台提出申告。

辦理免税手續時需要滿足以下條件。如果免税店判斷不符合條件，將無法辦理免税手續。

1. 免税対象商品有限制

土特産等，如果無法確認為個人使用性質的購買，不可以辦理免税手續。

2. 免税店需要確認顧客是否擁有免税資格

為了確認免税資格，需顧客提示在留卡，簽證，ID等身份證明原件。（並記錄身份證明等的號碼一部分）

3. 所購免税商品必須由顧客本人攜帶出境。如不攜帶出境將被徵收消費稅。

- 入境後6個月以內必須將免税商品攜帶出境。（外交官等除外）
- 免税購買的商品必須由購買者本人攜帶出境，並向海關出示免税商品。
- 在託運行李中放入免税購買物品時，辦理登機手續前需經海關確認。

면세 수속시 이하 항목의 조건을 채울 필요가 있습니다.

조건을 채우지 않다고 면세점이 판단할 경우는, 면세 수속할 수 없습니다.

1. 면세의 대상의 물건은 제한이 있습니다

선물 등, 개인이용을 위한 구입이라고 확인할 수 없을 경우, 면세 수속할 수 없습니다.

2. 면세의 대상이 되는지 면세점이 확인 할 필요가 있습니다

확인을 위해서 지류 카드, 외국의 Visa, ID원본의 사본을 요구할 경우가 있습니다.
(확인 서류의 번호의 일부를 기록 할 필요가 있습니다)

3. 면세 구입한 본인이 반드시 국외에 반출하는 것이 조건입니다. 반출하지 않을 경우는 소비세를 징수합니다.

- 입국후 6개월간의 일본국외에 반출할 필요가 있습니다. (외교관등을 제외한다)
- 면세 구입한 물건은 구입한 본인이 출국시에 휴대하고, 세관에서 제시 할 필요가 있습니다.
- 항공 회사 카운터에서 알감 짐 안에 면세 구입한 물품을 넣을 경우는, 체크인전에 세관의 확인이 필요합니다.

免税購入を希望される皆様へ

免税手続の際には以下項目の条件を満たしている必要があります。条件を満たしていないと免税店が判断した場合は、免税手続できません。

1. 免税の対象となる商品に制限があります

土産品など、個人利用のための購入と判断できない場合、免税手続できません。

2. 免税の対象となる方であるかを免税店が確認する必要があります

確認のために在留カード、外国のVisa、ID原本の提示を求められることがあります。（確認書類の番号の一部を記録していただきます）

3. 免税購入した本人が必ず国外へ持ち出すことが条件です。持ち出さない場合は消費税を徴収されます。

入国後6ヶ月以内日本国外へ持ち出す必要があります。（外交官等の例外）

免税購入したものは税関に持ち出し、出国時に申告する必要があります。

航空会社のカウンターで免税購入した品を託行け箱に入れる場合は、チェックイン前に税関の確認が必要です。



全国免税店協会
Japan Tax-free shop association

○免税販売に関する多言語リーフレット

✓ 免税購入者 向けに、
・免税対象物品
・免税対象者
・日本国外への持出 について
多言語で説明を記載したリーフレットです。

✓ 店頭での提示やそのままお渡しいただく等
ご活用ください。

ガイドライン・リーフレットはこちらから



3. 免税販売実務必携改訂のご案内



○免税販売実務必携 第4版発行について

- ✓ 令和4年度税制改正の内容を踏まえ
免税販売実務必携第4版の発行を予定しています。
(発行は2023年3月を予定)
- ✓ 2023年4月以降変更となる免税手続きについても
詳細に解説しています。

※画像はイメージとなります

4. 免税制度に関する最新情報の配信①

○全国免税店協会 ホームページで、免税制度の最新情報をご覧いただけます。

✓ 国税庁ホームページに掲出された免税制度に関する情報

✓ 全国免税店協会が発行するガイドラインやリーフレットに関する情報

最新のトピックスをご案内しております



全国免税店協会
Japan Tax-free shop association

■ サイトマップ

免税制度の概要	会長挨拶	規約	会員募集	免税手続きについて	免税関連資材の販売	免税制度に関する情報
---------	------	----	------	-----------	-----------	------------

免税制度に関する最新情報

【会員募集】会員様向けに、免税制度に関する最新情報やホームページの更新をメールで配信しています。（詳しくは[こちら](#)）

NEW

制度関連

2022年8月

令和4年度税制改正に関する日本人一時帰国者向けのリーフレット作成
令和5年4月1日に施行される制度改正の内容について、日本人一時帰国者の方へお渡しいただけるリーフレットを作成しました。
「令和4年度税制改正に関する日本人一時帰国者向けのご案内リーフレット」は[こちら](#)

免税制度に関する最新情報



4. 免税制度に関する最新情報の配信②(協会会員様向け)



news letter
Japan Tax-free shop association
全免協 ニュースレター

2022 年
夏 号

免税対象者の範囲が変更されます。

現行の消費税免税制度では、外為法の非居住者が免税対象者となっておりますが、令和4年度の税制改正において、令和5年(2023年)4月以降、対象者の範囲が見直しとなります。
範囲が見直しとなる免税購入対象者は、以下の①・②の方です。

① **在留資格をもって在留する非居住者**
以下①②の在留資格を持つ非居住者の方のみ引き続き免税購入対象者となります。
①短期滞在 ②外交または公用 ※留学等、その他の在留資格の方は免税対象外となります。

② **日本国籍を有する非居住者**
国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することについて、次の何れかの証明書類で確認できた場合のみ、免税手続を行うことができます。

- ・入国(帰国)日から遡って6カ月以内に発行された「在留証明」
※居住国の大使館・領事館等で発行
- ・「戸籍の附票」
※国内の本籍地の市区町村で発行

また、これらの証明書類で確認を行ったことについて、その証明書類を「電子データ(購入記録情報)として送信する」か「証明書類の写しの保存」が必要となります。
令和4年度税制改正については、国税庁にてリーフレットが作成されていますので、そちらもご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzel/201805/pdf/0022006-126.pdf>
令和4年度税制改正につきましては、より詳細な情報が入りましたら、再度お知らせ致します。

事業用を疑われる免税購入への注意喚起について

免税店の店頭において、通常生活の用に供するものではなく、事業用を疑われる免税購入手続と思われるケースがあると聞いており、事業者を疑われる場合は免税販売をしないという対応が必要です。
免税購入の対象となる物品について、免税購入者へご確認いただけるよう国税庁においてもリーフレットを更新されました。
不正利用抑止に向け、店頭へ掲示する等で活用頂きますよう、お願い申し上げます。

◆ご参考
国税庁・税関・観光庁 / リーフレット
URL : https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzel/201805/pdf/explanation_jpn.pdf
上記、日本語版の他に、4か国版が、国税庁HP内の次のリンク先にあります。
「輸出物品販売場での購入者への説明事項(消費税免税物品購入後の注意点)」
(リンク先ページの中に、日本語版を含む5か国語の各々の版が添付されています)
URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzel/201805/0523.htm>

○会員様向けに最新情報をE-mailで配信！

✓ ホームページ更新前の情報やニュースレター等、免税制度に関する最新情報について、いち早くE-mailで配信しております。

5. 全国免税店協会 会員募集のご案内

全国免税店協会では、活動に賛同していただける方のご入会をお待ちいたしております。

【会員特典】

- ・免税制度に関する最新情報をE-mailで配信しております。
- ・リーフレット・ガイドライン等の発行についてE-mailでお知らせしております。
- ・免税販売実務必携をはじめとしたさまざまな免税関連資材を会員価格で購入いただけます。

【年会費】 1法人あたり 18,000円

ご入会や当協会に関してのお問合せは事務局までご連絡をお願いいたします。

【E-mail】zenmenkyo@jjtf.jp

全国免税店協会 ホームページ

